

宮城県バイオディーゼル燃料品質確保支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1 県は、バイオディーゼル燃料（以下「BDF」という。）の普及及び利用拡大を図るため、予算の範囲内で宮城県バイオディーゼル燃料品質確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象事業等)

第2 補助金は、以下の全ての要件を満たす者に対し、BDFの品質分析機関に依頼して行う品質分析検査に要する経費の一部を補助する。

- (1) 県内に事業所を有し（予定を含む）、全ての県税に未納がない法人等であること。
- (2) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (3) 県内の事業所でBDFを製造及び販売し、補助事業実施期間の月間平均製造量が1,000L以上であること。

2 補助金の交付対象となる経費及び補助率、補助限度額は下表に掲げるとおりとする。

対象経費	補助率	補助限度額
品質分析機関に依頼して行う品質分析検査費用	1/2以内	20万円

(補助金の交付申請等)

第3 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4 知事は、知事が別に定める日までに受理した補助金の交付の申請を一括し、補助金の交付の決定に係る審査を行う。

- 2 知事は、補助金の交付の決定に係る補助金の額の合計が予算額を超えた場合には、別に定める方法により予算の範囲内で交付の決定を行う。
- 3 知事は、規則第6条の規定に基づく補助金の交付の決定を通知するほか、前項により、補助金の交付の決定を行わないときは、その旨を通知する。

(補助金額の確定及び支払)

第5 知事は、第3に規定する実績報告を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を交付決定事業者へ通知

する。

2 補助金は、前項に規定する補助金の額の確定後に交付する。

(補助金の返還等)

第6 交付決定事業者が虚偽の申請を行い、補助金の交付を受けたことが明らかになった場合には、知事は交付決定事業者に対して補助金の返還を命ずることができる。

(書類の提出等)

第7 この要綱により提出する書類の部数は各1部とし、その提出先は環境生活部環境政策課とする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

(準備行為)

3 規則第3条第1項の規定による交付申請その他の準備行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。